

海老で鯛を釣る？ 棚からぼた餅？ 利益誘引型のサイト

問い合わせ

消費生活センター（産業振興課内）
☎5732336

【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時



うのみにしないで
冷静に判断しよう

大竹消費生活センター
マスコットキャラクター
「ひっかからないカモくん」

利益誘引型のサイトに関する相談では、消費者はメッセージのやりとりで悩みを聞くだけの副業や、当選金などの受け取りに申し込む感覚で気軽にサイトに登録しています。しかし、さまざまな名目でサイトから次々と高額なお金を請求され、お金を支払って手続きしても、一向に報酬や配当金などを受け取れずトラブルになっています。

【事例1】

SNSで知り合った女性に「仕事で代理店の取締役になるので不安だ。悩みを聞いてくれればお金をあげる」と言われ、サイトに誘導され、やり取りを続けるためにはポイントを購入しなければならなかった。女性に、「あなたがサイトに支払った金額も後で振り込む」と言われ、人助けだと思い、やりとりを続け、総額50万円をプリペイド型電子マネー

で支払った。しかし一向にお金を振り込む話が進まない。だまされているのだろうか。（30歳代男性）

【事例2】

スマートフォンに「政府指定救済金に当選したので3億円を支援する」とのメールが届いたので、記載されたURLをタップして、自分の口座情報を入力した。すると、サイトから「口座振込手数料として1000円が必要だ」とメッセージが届いたので、1000円で3億円がもらえるならよいと思い、近所のコンビニエンスストアでプリペイド型電子マネーを購入して決済した。しばらくすると「送金に問題が発生した」とのメッセージが届き、エラーやプログラムの復旧費用として15万円請求された。「エラー解除の費用を一時的に立て替えてほしい。3億円を振り込む準備は99.9%完了している」と説明されて信用した。総額約

300万円を支払ったが、毎回エラーが発生して3億円は受け取れていない。3億円を支援すると言いがら私からお金をだまし取っていたのだと思う。今までに支払った費用を全額返金してほしい。（50歳代女性）

【アドバイス】

●「相談にのるだけで報酬がもらえる」「自宅で簡単に稼げる」などとうたうサイトに注意しましょう！
「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、登録は無料でも、メッセージの送受信にポイント購入が必要だったり、お金を受け取るための手続き費用として高額な請求を受けたりすることがあります。安易に登録しないようにしましょう。（利益誘引型のサイト）
●「○○が当選した」「お金を受け取ってほしい」などの簡単にお金ももらえるとのメールやメッセージが届

いても返信しないようにしましょう。返信すると、利益誘引型のサイトに誘導されます。また、SNSなどで知り合った顔の見えない相手とのやりとりは十分注意しましょう。

スマートフォン端末やマイページ上の設定で、連絡先に登録していない人からのメールなどが届かないようにしたり、通常の受信フォルダと分けることができたりする場合もあるため、設定を確認しましょう。
●利益誘引型のサイトでは、登場人物たちが「スクラ」である場合があります。さまざまな理由で支払いを促すようなメッセージが届いても相手の言葉をうのみにせず、冷静に判断するようにしましょう。
やりとりの内容の記録は、トラブルになった場合に支払額の返金を求めるための証拠となります。サイトを退会するとメッセージを確認できなくなってしまうため、スマートフォンに届いたメールやサイト内のメッセージは、スクリーンショットなどをして保存しておくようにしましょう。

●トラブルに遭ったと感じた場合は最寄りの消費生活センターや警察、各地の弁護士会へ相談しましょう。（消費者ホットライン188）（独立行政法人国民生活センター報道発表資料 令和2年7月16日より）



human rights

人権週間期間に 人権電話相談

問い合わせ

自治振興課 ☎592145

12月4日(金)から10日(木)までは人権週間です。人権週間は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならぬということを表明した世界人権宣言の採択に由来しています。

人権週間にあわせて電話相談を行います。

とき 12月4日(金)～11日(金) 9時～16時

相談電話番号

☎0829-312165

相談内容

暮らしの中のさまざまな問題（離婚、相続、隣近所のもめごと、いじめなど）

※相談無料、秘密厳守
相談員

大竹市人権擁護委員
廿日市市人権擁護委員



女性をめぐると人権問題
電話相談

女性の人権 ホットライン 強化週間

11月12日(木)▶18日(水)

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局、広島県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐるとさまざまな人権問題の解決を図るための相談活動の強化に取り組みます。

常時開設している専用相談電話「女性の人権ホットライン」の電話回線を増設するとともに、電話相談時間を延長して、女性の人権問題に対応します。

悩みを抱えている方は電話してください。

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

実施期間 11月12日(木)～18日(水)

相談受付時間 8時30分～19時
ただし、土・日曜日は10時～17時

11月は 児童虐待防止推進月間

問い合わせ

児童相談所全国共通3桁ダイヤル
(地域の児童相談所につながります)189
家庭児童相談室(福祉課内)☎59-2151

虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
心理的虐待	無視する、言葉でおどす、きょうだい間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう など
ネグレクト	食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やケガを放置する、子どもが泣いていても無視するなど
性的虐待	性行為を強要する、わいせつな映像を見せる など

11月は児童虐待防止推進月間です。子どもへの虐待は、大きく4つに分けられますが、これらが重なって起こることが少なくありません。
子育てについて不安や悩みを抱えたときは、ひとりで悩まずに相談してください。また、周囲に気になる子育て家族がいたときは、児童相談所や福祉課の窓口へ連絡・相談してください。緊急の場合は、警察に通報してください。
連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

子育てのワンストップ窓口

おおたけ版 ネウボラ



妊娠から出産、子育て期を通じて子育てに関するさまざまな情報の提供や相談に応じます。どんなことでも気軽に相談してください。

相談は

保健医療課 ☎592140

子育て支援センターどんぐり
HOUSE ☎540039